

○宮崎大学教育学部アドミッションオフィス規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部に、入学者選抜に関する基本方針の検討及びその円滑な実施を図るため、宮崎大学教育学部アドミッションオフィス（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜の実施方法に関する事項
- (2) 入学者受入れ方針、選抜方法のあり方及び改善に関する事項
- (3) 入学者選抜要項のあり方及び改善に関する事項
- (4) 入学試験問題出題者及び採点者等の選考方法のあり方及び改善に関する事項
- (5) 入学試験問題のあり方及び改善に関する事項
- (6) 学生募集要項のあり方及び改善に関する事項
- (7) 入試合否判定方法の改善及び合否判定資料の作成に関する事項
- (8) 入学者選抜に関する調査分析に関する事項
- (9) 入学前教育のあり方に関する事項
- (10) 入学後の補習教育のあり方に関する事項
- (11) その他入学試験等に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育学部の各専攻から選出された 1 人
- (2) 教務委員 1 人
- (3) その他学部長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、学部長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、原則として全員の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。